

しがらきニュータウン上水道移管に伴う給水申込に関する内規

この内規はしがらきニュータウン専用水道が甲賀市水道事業へ移管された後の給水申込の手続きについて定める。

(範囲)

1. この内規の適用対象は、しがらきニュータウンの専用水道に加入していたが、甲賀市に上水道が移管される際に居住していなかった等の理由により甲賀市水道事業に未加入であり、給水装置工事の内容が水道メーター設置の場合のみとする。

(給水装置の新設等の申込)

2. 給水装置の新設を行おうとする者（以下「申込者」という。）は給水装置工事書類（甲賀市水道事業給水条例施行規程様式1号及び様式3号）を提出しなければならない。この場合、様式第1号の給水装置工事業者名及び主任技術者指名欄には「市施行」と記入することとする。

(水道メーター)

3. 申込者が加入金及び分担金等を納入した後、市は申込者の給水管に水道メーターを設置するものとする。

(その他)

4. その他、特別の事情がある場合は、別途協議することとする。

付則

本内規は平成31年3月4日から施行することとします。